

### 「保険金を使える」と誘う住宅修理サービスの トラブル~すぐ契約するのはやめて

#### 内容

1週間前、事業者が突然訪れ「この間の台風で屋根瓦がずれている。火災保険を使って修理をしないか。費用の負担はない。保険会社の手続きはすべてうちがやる」と言うので、自己負担なく修理できるのであればと思い契約書に名前を書いた。翌日、近所に住む息子に話すと不審だと言う。契約書を確認すると、保険金手続きサポートの手数料請求や解約料の記載があったが、詳しい内容の説明はなかった。不審なので、解約したい。(70代、男性)

#### 消費生活センターからのアドバイス

「損害保険を使って自己負担なく住宅修理ができる」「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしないか」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。

トラブルとなるケースでは、事業者が契約内容を十分に説明していなかったり、契約書を渡していなかったりして、保険金請求のサポートに手数料がかかることを消費者が理解していないことがあります。このほか、見積もり内容と異なる工事をされたり、うその理由で保険金請求を行うよう事業者提案されたりして、トラブルになっている事例もみられます。

「自己負担なく住宅の修理ができる」と勧誘を受けても、すぐに契約をするのはやめましょう。本当に修理費用が保険金額の範囲で収まるかどうかや、そもそも保険金が支払われるのかも分かりません。老朽化による損傷は保険金支払いの対象外です。

保険金の請求については、まず自分自身で、契約している保険会社や代理店等に相談してください。うその理由で保険金を請求するのは絶対にやめましょう。

保険金請求のサポート手数料の有無やキャンセル時の違約金といった契約内容について、きちんと確認し、必要がなければ勧誘されてもきっぱりと断りましょう。

**おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。**



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999  
[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

#### 全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター (095-829-1234)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	壱岐市消費生活センター (0920-48-1135)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957 52 9999)	雲仙市消費生活センター (0957 38-7830)
平戸市消費生活センター (0950 22 9122)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
松浦市消費生活センター (0956-72-1861)	

各町にも相談窓口があります